

議案第三号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改める。

前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

一 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二條第七項の規定により同条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二條の二第四項第二号口に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第三十五條

の二第七項の規定により同条第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次号において同じ。）を使用して多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力する方法

二 多機能端末機への暗証番号の入力を不要とするための特別な認証を受けた移動端末設備を多機能端末機にかざす方法

第二十条第二項中「前項の場合」を「前項第一号に掲げる方法」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）」を「公的個人認証法」に改める。

#### 付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

#### （説 明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部改正を踏まえ、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法を拡充するため、本案を提出いたします。